

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 群馬県
（氏名） A

上記被審人に対する平成29年度（判）第25号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金135万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成30年5月21日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成30年3月19日

金融庁長官 森 信 親

(別紙 1)

1 課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「三越伊勢丹HD」という。）に勤務していたBから、同人がその職務に関し知った、三越伊勢丹HDの業務執行を決定する機関が、旅行業法に基づく旅行業等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されていた株式会社ニッコウトラベル（以下「ニッコウトラベル」という。平成29年5月2日上場廃止）の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を平成29年1月28日に受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成29年2月10日より前の同月1日、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、ニッコウトラベル株式合計1万株を買付価額合計306万円で買い付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第2項第2号、第167条第3項前段、第1項第1号

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

法第175条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(441円)に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(441 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株}) - (306 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株}) = 1,350,000 \text{ 円}$$